河川等災害応急対策活動等(機械設備)に関する基本協定 募集要領

「河川等災害応急対策活動等(機械設備)」について、下記により基本協定締結希望者 を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により 技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

- 1. 公募日 令和2年3月26日
- 2. 担当官等 中国地方整備局 日野川河川事務所長 西 博之
- 3. 協定概要
 - (1)協定名 河川等災害応急対策活動等(機械設備)に関する基本協定
 - (2)活動場所 日野川河川事務所管内の機械設備に対する災害応急対策活動等への協力を原則とします。
 - (3)活動内容 日野川河川事務所が管理する機械設備において、故障や被災のため災害対策活動に支障が出る場合、またはその恐れがある場合の施設被害の拡大防止と早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものです。
 - (4) 協定期間 令和2年5月1日 ~ 令和3年4月30日

4. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成 31・32 年度「機械設備工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。または平成 31・32・33 年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)役務の提供等のA、B、C又はD等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受け た者を除く。)でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 平成17年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した中国地方整備局 (各事務所等を含む)が発注した下記のいずれかの機械設備に係わる工事の施工実績又は点検・整備の履行実績を一件以上有すること。なお、工事の施工実績は、新設・改造・更新・修繕の別を問わない。ただし、塗装のみの実績は除く。

また、点検整備の履行実績は、当該機械設備の年点検を実施した実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上であること。ただし、乙型 J V (異工種 J V) の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、工事の施工実績は工事成績評定通知書に記載されている評定点(以下「評定点」という。)が 65 点未満のものは実績として認めない。

- ① 河川用水門設備(電動式水門設備)
- ② ダム用水門設備
- ③ 河川の揚排水ポンプ設備 (ポンプ1台当たり排水能力1.0m3/s以上)

また、当該工事実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」(以下、「CORINS」という。)に登録を義務付けている場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事、中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事、点検整備等の役務についてはこの限りでない。

(6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、(5) ①~③の機械設備についてそれぞれ次に掲げるいずれかの基準を満たす技術者を保有していること。

なお、当該活動に専任の義務は有しない。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日以前において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結 を認めないことがある。

a)河川用水門設備、ダム用水門設備

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- · 1級建設機械施工技士
- 1級建築施工管理技士
- 1級建築士
- ・技術士法による技術士(建設部門-鋼構造及びコンクリート、機 械部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設-鋼構造及びコン

クリート又は機械に係わる科目に限る。)) の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

b) 揚排水ポンプ設備

1級ポンプ施設管理技術者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・技術士法による技術士 (機械部門又は総合技術監理部門 (選 択科目を機械に係わる科目に限る。)) の資格を有する者。
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- (7) 基本協定資格確認申請書(基本協定資格確認のための添付資料を含む。この 説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整 備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付 け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を 受けていないこと。
- (8) 中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所があること。
 - なお、(6)の基準を満たす技術者が在籍していること。
- (9) 令和2年度に日野川河川事務所が発注する河川用水門設備、ダム用水門設備、 排水ポンプ設備の点検業務等を受注している者については、当該点検業務等の 範囲外での活動を原則とする。

5. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者と行う。 なお、協定は4. (5) に掲げる① \sim ③の機械設備を重複して締結することができる。
- (2) 複数の協定希望者から重複して希望があった機械設備は、希望順位の高い者から選定を行う。
- (3) さらに、同一希望順位が複数者ある場合については、以下の順に選定を行う。 ①協定参加者の災害派遣の拠点(本店、支店、営業所のいずれか)から日野 川河川事務所到着までの所要時間が最も短い者。
 - ②協定参加者の災害派遣の拠点(本店、支店、営業所のいずれか)から日野 川河川事務所までの片道移動距離が最も短い者。
- (4) 選定、非選定の結果については、書面により通知する。
- (5) 希望者の無い機械設備は、当該機械設備に関わる資格を有する技術者を保有 している申請者と再度意思確認を行う。

6. 担当部局

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678番地

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 工務課(担当:建設監督官)

TEL 0859-27-5484 (代表)

FAX 0859-27-2431

7. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】
- ②過去の施工 (履行) 実績【別記様式2】

※役務の実績の場合や CORINS に登録されていない場合は、確認で きる書類 (特記仕様書、図面等) を提出願います。

- ③技術者の資格【別記様式3】
 - ※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。
- ④希望設備調査票【別記様式4】
- ⑤日野川河川事務所までの所要時間等【別記様式5】

※会社の派遣の拠点とする本店、支店、営業所等から日野川河川事 務所到着までの所要時間と片道移動距離を記載して下さい。

(2)申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法:申請書(追加資料を含む)の提出は、持参又は郵送(書留 に限る。②の期限までに必着のこと。)とします。

②受付期間: 令和2年3月27日(金)から令和2年4月16日(木)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所: 4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面(様式は自由)により提出願います。

- ② 提出方法:書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間:令和2年3月27日(金)から令和2年4月16日(木) までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとす る。

③提出場所: 4. に同じ。

- (4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。
 - ①期 間:質問を受理してから適宜に、令和2年4月16日(木)ま

での休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所:4. に同じ。

(5) その他

- ①申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ②担当官は、提出された申請書(追加資料を含む)を応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

- ③ 提出された申請書(追加資料を含む)は返却しません。
- ④ 協定の相手方として選定された者に対しては、別添「河川災害応急対策活動等(機械設備)に関する基本協定(案)」に基づき協定を締結することになりますので、締結時には第4条第1項について併せて報告願います。
- ⑤ 当事務所管内の本協定対象機械設備は別図-1のとおり。

